誓　約　書

　年　　月　　日

　　山口県知事　様

　　　　申請者 住　 　 所　法人にあつては、その

主たる事務所の所在地

商号及び氏名 法人にあつては、その

名称及び代表者の氏名

（電話 局 番）

　　登録申請者、登録申請者の役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合に

あつてはその役員）は、山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該

当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
| 山口県屋外広告物条例抜粋  （登録の拒否）  第２２条の４　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第２２条の２第１項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があ  り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  （１）第２５条の２第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から２年を経過しない者  （２）屋外広告業者（第２２条第１項又は第３項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第２５条の２第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前３０日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの  （３）第２５条の２第１項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  （４）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執  行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者  （５）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が  前各号又は次号のいずれかに該当するもの  （６）法人でその役員のうちに第１号から第４号までのいずれかに該当する者があるもの  （７）第２２条の２第１項第２号の営業所ごとに第２４条第１項に規定する業務主任者を  選任していない者  ２　知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 |

備考　用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。